

令和4年長崎平和宣言について

1 宣言文の起草にあたって

ウクライナ侵攻の中、核兵器使用のリスクが高まっている今だからこそ、世界の人々とその危機感を共有し、このリスクから逃れるためには核兵器廃絶しかないとの被爆地の強い思いを訴え、さらにその実現のため、核保有国に対し核軍縮への道筋を示すよう求めるとともに、市民社会に向けては“平和の文化”を根づかせるよう呼びかけるもの。

2 平和宣言の骨子

- (1) 被爆者（渡辺千恵子氏）のエピソードを通じた、「核兵器を使ってはならない」という強い訴え
- (2) ウクライナ侵攻を発端に、核兵器使用のリスクが顕在化したことによる危機感の共有
- (3) 核抑止力に依存する考えへの警告と、「核兵器をなくすしかない」という認識喚起の訴え
- (4) 核保有国に対し、会期中の核不拡散条約（NPT）再検討会議で核軍縮への具体的プロセスを示すよう要請
- (5) 日本政府と国会議員に対し、平時からの平和外交を展開するリーダーシップの発揮、「北東アジア非核兵器地帯」構想の議論の先導及び核兵器禁止条約への署名・批准の要請
- (6) 市民社会から声を上げることの重要性の訴えと、暴力で解決しようとする“戦争の文化”ではなく、話し合いで解決しようとする“平和の文化”を根づかせることへの呼びかけ
- (7) 日本政府に対し、被爆者援護の充実と被爆体験者救済の要請
- (8) 原爆犠牲者への追悼と、世界の人々との連帯により核兵器廃絶・恒久平和実現に向け力を尽くすことへの決意表明

3 平和宣言の発信

平和宣言は、英語、中国語、韓国語、ロシア語、フランス語、オランダ語、アラビア語、スペイン語、ポルトガル語、ドイツ語の10か国語に翻訳して、長崎市ホームページに掲載するとともに、式典の様子は同ホームページにてインターネット配信（日本語、英語）を行い、広く世界に発信する。